



新潟県報

第85号
平成18年10月31日
毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目次

告示

- 1560 字の区域変更の届出……………(市町村課) 1683
- 1561 救急病院等の指定……………(医薬国保課) ♪
- 1562 障害者自立支援法による指定医療機関の指定……………(健康対策課) ♪
- 1563から1564まで 換地計画の縦覧……………(農地整備課) 1684
- 1565 堤防と道路との兼用工作物の管理方法の協議成立……………(河川管理課) ♪
- 公告
- 一般競争入札の実施……………(情報政策課) 1684
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………(県民生活課) 1686
- 大規模小売店舗の変更……………(商業振興課) ♪
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見……………(♪) 1687
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見……………(♪) ♪
- 新潟県農業大学校研究科の学生募集……………(経営普及課) ♪
- 家畜商講習会の開催……………(食品・流通課) 1688

病院局管理規程

- 20 新潟県病院局公印規程の一部を改正する規程……………(総務課) 1690
- 21 新潟県病院局企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程……………(♪) 1691
- 22 新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程……………(♪) 1692
- 23 新潟県病院局財務規程の一部を改正する規程……………(♪) 1694

病院局訓令

- 7 新潟県病院局文書記号規程の一部改正……………(総務課) 1695
- 8 新潟県病院局財務規程による帳票その他の書類の様式の一部改正……………(♪) 1696

病院局告示

- 10 公金の収納事務の委託……………(総務課) 1697
- 11 新潟県の設置する病院の診療科目の指定の一部改正……………(業務課) 1698

教育長訓令

- 7 新潟県立学校における事務決裁及び文書等に関する規程の一部改正……………(総務課) 1699

教育委員会公告

- 平成19年度県立特別支援学校幼稚園及び高等部の幼児・生徒の入学者選考……………(義務教育課) 1699
- 平成19年度県立特別支援学校幼稚園・高等部の幼児、生徒募集……………(♪) 1700
- 平成19年度新潟県立特別支援学校の寄宿舎指導員及び実習助手採用選考検査の実施……………(♪) 1702

公安委員会規則

- 15 警備業法施行細則の一部を改正する規則……………(生活安全企画課) 1703

告示

◎新潟県告示第1560号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、阿賀野市長から同市の字の区域を次のとおり変更する旨の届出があった。

なお、上の処分は、平成18年11月24日からその効力を生ずるものとする。

平成18年10月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

変更前の大字	変更後の大字
姥ヶ橋の全部	姥ヶ橋
京ヶ島の全部	京ヶ島
宮嶋の全部	宮 島
瀧沢の全部	滝 沢

◎新潟県告示第1561号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条に規定する救急病院である。

平成18年10月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 名称 県立新発田病院
- 2 所在地 新発田市本町1丁目2番8号
- 3 有効期間 平成18年11月1日から平成21年10月31日まで

◎新潟県告示第1562号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関を次のとおり

指定した。

平成18年10月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
ひまわり内科	糸魚川市東寺町1-4-6	精神通院医療	平成18年9月1日
清野医院	新潟市亀田四ツ興野5-4-12	精神通院医療	平成18年9月1日
向陽薬局	新潟市亀田向陽1-3-38	精神通院医療	平成18年9月1日
いずみ調剤薬局	新潟市亀田四ツ興野2-6-28	精神通院医療	平成18年9月1日
いずみ調剤薬局新潟店	新潟市新津東町3-4-1	精神通院医療	平成18年9月1日

◎新潟県告示第1563号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営区画整理・農業用排水施設整備・農業用道路整備（畑地帯総合整備「担い手育成型」）事業に係る換地計画を定めたので、平成18年11月1日から平成18年11月30日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成18年10月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業主体名	地区名(換地区名)	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	堀之内中部(舟山平)	換地計画書の写し	魚沼市役所広神庁舎

- この換地計画について異議があるときは、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
- この換地計画について不服があったとしても、この換地計画についての取消しの訴えを提起することができない。取消しの訴えを提起することができるのは、この換地計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第1564号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営区画整理・農業用排水施設整備・農業用道路整備（畑地帯総合整備「担い手育成型」）事業に係る換地計画を定めたので、平成18年11月1日から平成18年11月30日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成18年10月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業主体名	地区名(換地区名)	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	堀之内中部(田川平)	換地計画書の写し	魚沼市役所広神庁舎

- この換地計画について異議があるときは、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
- この換地計画について不服があったとしても、この換地計画についての取消しの訴えを提起することができない。取消しの訴えを提起することができるのは、この換地計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第1565号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について次のとおり協議が成立した。

なお、関係図書は、新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成18年10月31日

新潟県佐渡地域振興局長

- 河川の名称
二級河川国府川水系小倉川
- 河川管理施設の名称又は種類
小倉川左岸堤防
- 河川管理施設の位置
 - 佐渡市小倉乙753番地1地先から同市小倉乙798番地5地先まで
 - 佐渡市小倉乙805番地3から同市小倉乙1025番地2まで
- 管理を行う者の名称及び住所
名称 道路管理者 佐渡地域振興局長 町屋 隆
住所 佐渡市相川二丁目浜町20-1
- 管理の内容
 - 道路専用施設（路面（路盤までの部位を含む。）、路肩、道路の付属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の付属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
 - 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについての維持
 - 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 管理の期間
平成18年10月6日から道路の存続する日まで

公 告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県が調達する新潟県総務システム用サーバ機器等一式の借上げについて、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける

ものである。

平成18年10月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の名称

新潟県総務事務システム用サーバ機器等一式の借上げ

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成19年2月28日(水)

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

(1) 交付期間 平成18年10月31日(火)から平成18年11月28日(火)まで(新潟県の休日を定める条例第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所 新潟県総務管理部情報政策課電子県庁推進班(新潟県新潟市新光町4番地1)

(3) 問合せ等 入札説明書による。

3 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 平成18年12月19日(火) 午前10時

(2) 場所 新潟県新潟市新光町4番地1
新潟県庁入札室

4 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 入札説明書に定める実績を有する者であること。

(3) 3(1)に定める入札執行日前1年以内に新潟県と入札説明書に定める機器等の賃貸借契約を締結した者であっては、当該契約の全部又は一部不履行をした者でないこと。

(4) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

(5) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

(6) 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては新潟県の県税納税証明書(未納がないことを証明したものに限り)を提出した者であること。

5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格がないと認められた

者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間 平成18年12月6日(水) 午前8時30分から午後5時15分まで

イ 提出場所 新潟県新潟市新光町4番地1
新潟県総務管理部情報政策課電子県庁推進班

ウ 提出方法 本人(法人にあつては代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人の持参とする。

エ 提出書類及び部数 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。

ア 通知日時 平成18年12月14日(水) 午後4時

イ 通知場所 (1)イに定める場所

6 入札手続等

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)イに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り)をもって3(1)に定める入札執行日の前日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

(3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、契約希望本体金額(消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積った契約希望金額(1に掲げるサーバ機器等一式の1か月当たりの賃貸借料に相当する金額をいう。)に105分の100を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)以下同じ。)に100分の5に相当する額を加算した金額に60を乗じて得た金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額に60を乗じて得た額を入札書に記載すること。その他入札説明

書による。

(4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格を持って有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札
- (2) 入札に参加する条件に違反した入札
- (3) 新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）第62条第1項各号に掲げる入札
- (4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

8 入札保証金

入札書に記載した金額に100分の5に相当する金額を加算した金額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

契約金額（1に掲げるサーバ機器等一式の1か月当たりの賃貸借料に係るものをいう。）に60を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、財務規則第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、作成者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 本件調達に関し、苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

ウ その他詳細は、入札説明書による。

エ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products and services to be leased :

Network System Server, Software and other equipment [1] set

- (2) Time and place of bidding :

10:00 a.m. December 19, 2006

Niigata Prefectural Administration Building

Bidding Room

4-1 Shinko-cho

Niigata City, Niigata, Japan

950-8570

- (3) For more information, contact :

Information Management Division

Department of General Affairs and Management

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho

Niigata City, Niigata, Japan

950-8570

特定非営利活動法人の設立の認証申請について
(公告)

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び新潟地域振興局において縦覧に供する。

平成18年10月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 申請のあった年月日

平成18年10月18日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人新潟大衆演劇振興会

- 3 代表者の氏名

池田 直子

- 4 主たる事務所の所在地

新潟市東堀通6番町1051番地GEビル7階

- 5 定款に記載された目的

この法人は、新潟市およびその近郊に居住または通勤する人に対し、大衆演劇を普及する事業を行い、日本の伝統文化の継承と発展、市街地の活性化に寄与することを目的とする。

- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類

(1) 文化、芸術の振興を図る活動

(2) まちづくりの推進を図る活動

(3) 経済活動の活性化を図る活動

大規模小売店舗の変更について (公告)

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条

第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成18年10月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
 名称 イオン新発田ショッピングセンター
 所在地 新発田市住吉町5丁目11番5号
 設置者 イオン株式会社
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の所在地
 (変更前) 西新発田駅前土地区画整理事業区域内44街区
 (変更後) 新潟県新発田市住吉町5丁目11番5号
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
 (変更前) イオン株式会社ほか51者
 (変更後) イオン株式会社ほか49者
- 3 変更年月日
 平成18年9月1日
- 4 変更の理由
 店舗所在地の住所表示の変更並びに小売業者の退店・出店及び代表者等の変更のため。
- 5 届出年月日
 平成18年10月11日
- 6 縦覧場所
 新潟県産業労働観光部商業振興課
 (なお、新発田市産業振興部商工振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
 平成18年10月31日から平成19年2月28日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問い合わせ先
 商業振興課 大型店環境調整係
 電話 025-280-5241
 Eメール t0500206@mail.pref.niigata.jp

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成18年10月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
 名称 原信マーケットシティ小千谷
 所在地 小千谷市大字桜町字天田2480-1外
 設置者 株式会社原信

2 届出の概要及び公告日

概要 大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による新設の届出

公告日 平成18年6月23日

3 意見の概要

(1) 小千谷市の意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業振興課

5 縦覧期間

平成18年10月31日から平成18年11月30日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成18年10月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
 名称 ドラッグマックス十日町店
 所在地 十日町市丑635-5
 設置者 協和建設株式会社ほか1者
- 2 届出の概要及び公告日
 概要 大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による新設の届出
 公告日 平成18年6月23日
- 3 意見の概要
 - (1) 十日町市の意見の概要
 意見なし
 - (2) 居住者等の意見の概要
 意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所
 新潟県産業労働観光部商業振興課
- 5 縦覧期間
 平成18年10月31日から平成18年11月30日まで

新潟県農業大学校研究科の学生募集について(公告)

平成19年度の新潟県農業大学校研究科の学生を下記により募集する。

平成18年10月31日

新潟県農業大学校長

- 1 所在地
 新潟県新潟市巻甲12021
- 2 募集定員

コース	募集定員
就農者コース	10人
指導者コース	

3 修業年限

2年

4 出願資格

次のいずれかを満たす者

- (1) 新潟県農業大学校（新潟県農業大学校条例（昭和58年新潟県条例第38号）に定めるもの）の学科を卒業した者（平成19年3月卒業見込みを含む。）
- (2) 農業者研修教育施設（農業改良助長法（昭和23年法律第165号）第7条第1項第5号に掲げる事業を行う施設をいい、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者を入校資格とする修業年限2年以上のものに限る。）を卒業した者（平成19年3月卒業見込みを含む。）
- (3) 学校教育法に基づく短期大学において農業に関する正規の課程を修めて卒業した者（平成19年3月卒業見込みを含む。）
- (4) 上記(1)～(3)と同等以上の学力を有する者

5 出願書類

- (1) 入校願書
- (2) 最終出身学校の卒業証明書又は卒業見込証明書
- (3) 出願前3か月以内に受診し、医師が作成した健康診断書
- (4) 就農者コースを希望する場合は、営農状況等調査書（非農家出身者は、家族状況欄について記入する）
- (5) 写真（出願前3か月以内に撮影した正面上半身脱帽縦4.5センチメートル×横3.5センチメートル）2枚、裏面に氏名を記入の上、願書に貼り付ける。

6 願書受付期間

平成18年11月24日(金)から12月8日(金)まで。

郵送の場合は、12月8日(金)付けの消印まで有効。

7 願書の提出先

新潟県新潟市巻甲12021

新潟県農業大学校

(郵便番号 953-0041 電話 0256-72-3141)

(郵送する場合は、封筒の表に「入校願書（研究科）在中」と朱書きし簡易書留とすること。)

8 受験票

願書受付終了後、受験番号を付して出願者に郵送する。

9 受験料 2,200円

上記金額分の新潟県収入証紙を「入校願書」に貼ること。ただし、消印等をしないこと。

入校願書受付後は、理由のいかんを問わず受験料は返還しない。

10 入校試験

(1) 期日

平成18年12月19日(火)

(2) 試験科目

小論文及び面接

11 合格発表

平成18年12月25日(月) 午前10時

合格者は、当校に掲示するとともに、本人には合格通知書及び入校手続きに必要な書類を送付する。

12 入校応諾書の提出

合格者は、別に指定する期限までに入校応諾書を提出すること。指定期限内に入校応諾書を提出しない場合は、合格を取り消すことがある。

13 入校料

入校しようとする者は、5,650円（予定）の入校料を入校手続きをする際に納入する。

14 授業料

月額6,700円（予定）を毎月25日までに納入する。

15 奨学資金の貸与

就農者コースの学生で一定の要件を満たす者は、在学中に次の資金を借り受けることができる。

(1) 新潟県農業大学校修学資金

(新潟県から月額16,000円（予定）無利子)

(2) 就農支援資金

(新潟県青年農業者等育成センターから月額50,000円以内 無利子)

16 その他

(1) 入校時期は、平成19年4月上旬の予定である。

(2) 校長が許可した場合は、学生寮に入寮することができる。

(3) 学生は、講義、実習等に要する諸経費、学生寮にかかる光熱水費等（入寮する場合のみ）、学生自治会費及び後援会費等の経費が必要となる。

(4) 募集要項及び出願書類等については、新潟県農業大学校へ請求すること。

家畜商講習会の開催について（公告）

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定により、家畜商講習会を次のとおり開催する。

平成18年10月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 講習会の日時及び場所

(1) 日時 平成18年12月25日及び26日
午前9時から午後5時まで

(2) 場所 新潟市巻甲12021

新潟県農業大学校

2 講習の内容及び時間

(1) 家畜の取引に関する法令 4時間

(2) 家畜の品種及び特徴 4時間

(3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6時間

ただし、獣医師の免許を受けている者は(2)及び(3)を、

家畜人工授精師の免許を受けている者は(2)及び(3)の家畜の悪癖、機能障害の受講を免除する。

3 受講手続

家畜商講習会受講申込書に3,400円相当額の新潟県収入証紙及び写真（縦6センチメートル、横5センチメートル程度のもの）を貼り、最寄りの県地域振興局農業（農林）振興部又は新潟県家畜商協同組合へ12月4日(月)までに提出すること。

なお、獣医師免許及び家畜人工授精師免許を有するものは、その写しを添えて、講習時間の特例措置摘要申請書も併せて提出すること。

4 その他

- (1) 受講者はテキスト代（3,000円）及び筆記用具を持参すること。
- (2) 詳細については、新潟県農林水産部食品・流通課流通・市場係（電話025(280)5304）に問い合わせること。

病院局管理規程

新潟県病院局管理規程第20号

新潟県病院局公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年10月31日

新潟県病院事業管理者 牧野 正博

新潟県病院局公印規程の一部を改正する規程

第1条 新潟県病院局公印規程（昭和30年新潟県病院局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動後号」という。）に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号を加える。

改 正 後	改 正 前
(公印の種類)	(公印の種類)
第2条 公印の種類は、次のとおりとする。	第2条 公印の種類は、次のとおりとする。
(1)～(5) (略)	(1)～(5) (略)
<u>(6) 新潟県立「何々」センター院長印</u>	(6) (略)
<u>(7) (略)</u>	<u>(7) (略)</u>
<u>(8) (略)</u>	<u>(8) (略)</u>
<u>(9) (略)</u>	<u>(9) (略)</u>
<u>(10) (略)</u>	(9) (略)
2 (略)	2 (略)

第2条 新潟県病院局公印規程の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

公印のひな形及び寸法

新潟県 病院事業 管理者印 27mm平方	新潟県 病院局 長印 27mm平方	新潟県 病院局 総務課 長印 24mm平方	新潟県 病院局 業務課 長印 24mm平方	新潟県 立何々 病院長 印 27mm平方
新潟県 立何々 センター 院長印 27mm平方	新潟県 何々病院 附属看護 専門学校 長印 27mm平方	新潟県 何々病院 附属看護 専門学校 印 30mm平方	新潟県 病院局 企業出 納員印 18mm平方	新潟県 立何々 病院企 業出納 員印 18mm平方

備考 字体は、適宜とする。

附 則

この規程は、平成18年11月1日から施行する。

新潟県病院局管理規程第21号

新潟県病院局企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年10月31日

新潟県病院事業管理者 牧野 正博

新潟県病院局企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員の特殊勤務手当に関する規程（平成12年新潟県病院局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後		改正前	
別表第2（第5条関係）		別表第2（第5条関係）	
区分	支給月額	区分	支給月額
松代病院	169,200円	松代病院	169,200円
妙高病院	94,000円	妙高病院	94,000円
津川病院			
十日町病院			
六日町病院	65,800円	六日町病院	65,800円
小出病院			
柿崎病院	47,000円	柿崎病院	47,000円
坂町病院			
加茂病院	14,100円	加茂病院	14,100円
吉田病院			
備考（略）		備考（略）	

附則

この規程は、平成18年11月1日から施行する。

新潟県病院局管理規程第22号

新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年10月31日

新潟県病院事業管理者 牧野 正博

新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程

新潟県病院局組織規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前																				
<p style="text-align: center;">（課、室及び係の設置）</p> <p>第5条 局本庁にそれぞれ次のとおり課、室及び係を置く。</p> <p>総務課（略） 業務課 業務班 契約・施設係</p>	<p style="text-align: center;">（課、室及び係の設置）</p> <p>第5条 局本庁にそれぞれ次のとおり課、室及び係を置く。</p> <p>総務課（略） 業務課 業務班 契約・施設係 <u>新発田病院建設室</u></p>																				
<p style="text-align: center;">（現場事務所の設置）</p> <p>第5条の2 <u>局本庁の事務を処理するため、次のとおり現場事務所を置く。</u></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 70%;">名 称</td> <td style="text-align: center; width: 30%;">位 置</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>業務課新発田病院建設現場事務所</u></td> <td style="text-align: center;"><u>新発田市</u></td> </tr> </table>	名 称	位 置	<u>業務課新発田病院建設現場事務所</u>	<u>新発田市</u>	<p style="text-align: center;">（現場事務所の設置）</p> <p>第5条の2 <u>局本庁の事務を処理するため、次のとおり現場事務所を置く。</u></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 70%;">名 称</td> <td style="text-align: center; width: 30%;">位 置</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>業務課新発田病院建設現場事務所</u></td> <td style="text-align: center;"><u>新発田市</u></td> </tr> </table>	名 称	位 置	<u>業務課新発田病院建設現場事務所</u>	<u>新発田市</u>												
名 称	位 置																				
<u>業務課新発田病院建設現場事務所</u>	<u>新発田市</u>																				
名 称	位 置																				
<u>業務課新発田病院建設現場事務所</u>	<u>新発田市</u>																				
<p style="text-align: center;">（分掌事務）</p> <p>第6条 前条に規定する課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課（略） 業務課 (1)～(16)（略）</p>	<p style="text-align: center;">（分掌事務）</p> <p>第6条 前条に規定する課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課（略） 業務課 (1)～(16)（略） <u>(17) 新発田病院の移転改築に関する事項</u></p>																				
<p style="text-align: center;">（病院の名称及び位置）</p> <p>第7条 病院の名称及び位置は、次のとおりである。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 50%;">名 称</td> <td style="text-align: center; width: 50%;">位 置</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">新潟県立新発田病院</td> <td style="text-align: center;">新発田市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>新潟県立リウマチセンター</u></td> <td style="text-align: center;">新発田市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">新潟県立坂町病院</td> <td style="text-align: center;">岩船郡荒川町</td> </tr> </table>	名 称	位 置	(略)		新潟県立新発田病院	新発田市	<u>新潟県立リウマチセンター</u>	新発田市	新潟県立坂町病院	岩船郡荒川町	<p style="text-align: center;">（病院の名称及び位置）</p> <p>第7条 病院の名称及び位置は、次のとおりである。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 50%;">名 称</td> <td style="text-align: center; width: 50%;">位 置</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">新潟県立新発田病院</td> <td style="text-align: center;">新発田市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">新潟県立坂町病院</td> <td style="text-align: center;">岩船郡荒川町</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>新潟県立瀬波病院</u></td> <td style="text-align: center;"><u>村上市</u></td> </tr> </table>	名 称	位 置	(略)		新潟県立新発田病院	新発田市	新潟県立坂町病院	岩船郡荒川町	<u>新潟県立瀬波病院</u>	<u>村上市</u>
名 称	位 置																				
(略)																					
新潟県立新発田病院	新発田市																				
<u>新潟県立リウマチセンター</u>	新発田市																				
新潟県立坂町病院	岩船郡荒川町																				
名 称	位 置																				
(略)																					
新潟県立新発田病院	新発田市																				
新潟県立坂町病院	岩船郡荒川町																				
<u>新潟県立瀬波病院</u>	<u>村上市</u>																				
<p style="text-align: center;">（病院の組織）</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、県立中央病院に救命救急部、県立精神医療センターに社会復帰部、<u>県立新発田病院に地域連携センター及び救命救急センタ</u></p>	<p style="text-align: center;">（病院の組織）</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、県立中央病院に救命救急部、県立精神医療センターに社会復帰部を置く。</p>																				

一、県立リウマチセンターに地域連携センターを置く。

3 (略)

(分掌事務)

第9条 (略)

2 県立中央病院の救命救急部及び県立新発田病院の救命救急センターの分掌事務は、次のとおりである。

(1)～(4) (略)

3・4 (略)

5 県立新発田病院及び県立リウマチセンターの地域連携センターの分掌事務は、次のとおりである。

(1) 地域医療機関並びに保健及び福祉等の関係機関との連携に関する事項

(2) 医療相談に関する事項

(3) 医療情報の広報及び管理に関する事項

(病院の職制上の職)

第19条 (略)

第20条 病院の部、センター、課、科及び係に、次のとおり長を置く。

管理部 (略)

診療部 (略)

薬剤部 (略)

看護部 (略)

救命救急部 (略)

社会復帰部 (略)

救命救急センター 救命救急センター長

地域連携センター 地域連携センター長

2～5 (略)

(参事等)

第20条の2 病院並びにその部、センター、課、科及び係に参事、専任セーフティマネージャー、副参事、医事専門員、准看護専門員、主査、主任、主任医療相談員、主任管理栄養士、主任診療放射線技師、主任臨床検査技師、主任臨床工学技士、主任臨床心理員、主任臨床児童相談員、主任精神衛生相談員、主任理学療法士、主任作業療法士、主任マッサージ師、主任言語聴覚士、主任視能訓練士、主任歯科衛生士、薬剤科長、主任専門看護師、主任助産師、主任看護師、主任准看護師(次項において、「参事等」という。)を置くことができる。

2 (略)

附 則

この規程は、平成18年11月1日から施行する。

3 (略)

(分掌事務)

第9条 (略)

2 県立中央病院の救命救急部の分掌事務は、次のとおりである。

(1)～(4) (略)

3・4 (略)

(病院の職制上の職)

第19条 (略)

第20条 病院の部、課、科及び係に、次のとおり長を置く。

管理部 (略)

診療部 (略)

薬剤部 (略)

看護部 (略)

救命救急部 (略)

社会復帰部 (略)

2～5 (略)

(参事等)

第20条の2 病院並びにその部、課、科及び係に参事、専任セーフティマネージャー、副参事、医事専門員、准看護専門員、主査、主任、主任医療相談員、主任管理栄養士、主任診療放射線技師、主任臨床検査技師、主任臨床工学技士、主任臨床心理員、主任臨床児童相談員、主任精神衛生相談員、主任理学療法士、主任作業療法士、主任マッサージ師、主任言語聴覚士、主任視能訓練士、主任歯科衛生士、薬剤科長、主任専門看護師、主任助産師、主任看護師、主任准看護師(次項において、「参事等」という。)を置くことができる。

2 (略)

新潟県病院局管理規程第23号

新潟県病院局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年10月31日

新潟県病院事業管理者 牧野 正博

新潟県病院局財務規程の一部を改正する規程

新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後						改 正 前					
(現金の保管方法)						(現金の保管方法)					
第18条 企業出納員は、その保管に係る現金、小切手帳及び有価証券を局本庁又は施設内に設備された金庫等に入れて厳重に保管しなければならない。ただし、出納店又は収納店との契約に基づき、夜間金庫その他の方法により現金の保管を依頼する場合においては、この限りでない。						第18条 企業出納員は、その保管に係る現金、小切手帳及び有価証券を局本庁又は施設内に設備された金庫に入れて厳重に保管しなければならない。ただし、出納店又は収納店との契約に基づき、夜間金庫その他の方法により現金の保管を依頼する場合においては、この限りでない。					
(領収した現金の取扱い)						(直接領収した現金の取扱い)					
第34条 企業出納員及び現金取扱員は、収入金を直接現金で領収したときは、当該納入義務者に領収書を交付しなければならない。 <u>企業出納員は、収入金を機械により領収したとき（以下「自動精算機による領収」という。）は、当該納入義務者に領収書を交付しなければならない。なお、企業出納員は、自動精算機による領収を行ったときは、領収した現金と領収記録に過誤がないことを確認しなければならない。</u>						第34条 企業出納員及び現金取扱員は、収入金を直接現金で領収したときは、当該納入義務者に領収書を交付しなければならない。					
2・3 (略)						2・3 (略)					
別表第6（第30条関係）						別表第6（第30条関係）					
収入の区分		調定の時期	納入通知		納入期限	収入の区分		調定の時期	納入通知		納入期限
収納の有無	内容		時期	方法		収納の有無	内容		時期	方法	
収入の原因となる事実の発生した日中に収納された収入	外来患者に係る収益で、窓口(自動精算機による領収を含む。)において現金を収納すべきもの	収入の原因となる事実の発生した日	収入の原因となる事実の発生後、直ちに	外来診療費請求書兼領収書	即日	収入の原因となる事実の発生した日中に収納された収入	外来患者に係る収益で、窓口において現金を収納すべきもの	収入の原因となる事実の発生した日	収入の原因となる事実の発生後、直ちに	外来診療費請求書兼領収書	即日
	入院患者の退院に係る収益で、(自動精算機		退院の日	入院診療費請求書又は入院診療費			入院患者の退院に係る収益で窓口において現		退院の日	入院診療費請求書	

◎新潟県病院局訓令第8号

局 本 庁
施 設

新潟県病院局財務規程による帳票その他の書類の様式(昭和60年3月新潟県病院局訓令第4号)の一部を次のように改正し、平成18年11月1日から実施する。

平成18年10月31日

新潟県病院事業管理者 牧野 正博

第25号様式を次のように追加する。

(自動精算機用)

第25号様式(第28条、第34条関係)

患者番号 病院長 新鳥県立 診療科目

請求番号 負担率 %

生年月日 年月日 年月日

発行日 年月日 年月日

請求期間 ~ 診療科

様 円

区分	保険適用金額(円)	保険適用外金額(円)	区分	保険適用金額(円)	保険適用外金額(円)	区分	金額(円)	負担率(%)
初・再診料			文書料			健康診断料		
医学管理等			歯科矯正			室料差額		
在宅医療			その他の診療費			人間ドック		
投薬			分娩料			胎盤処理科		
注射			妊婦・乳児検診料			新生児衣類、巾着、枕頭異常検査料		
処置			食中毒検査費検査負担額			病衣・付添器具・その他医薬		
手術						小計	C	
麻酔						薄紙メニュー・外来送付食等		
検査						その他医業外		
画像診断						小計	D	
リハビリテーション						合計(A+B+C+D)	E	
精神科専門療法						▲高額療養費等控除額	F	
放射線治療						負担額計(E-F)		
入院料等			個人負担額	A	B			

前回までの残高 円

前回までの残高は、今回の請求額には含まれておりません。

領収印

上記金額を受領しました。
県立 病院企業出納員

※裏面に重要事項が記載されております。

ご不明な点は、ご遠慮なく へおたずねください。

(裏面)

- <<ご注意>>
- この領収書は、各種医療費払戻し請求や所得税医療費控除申請等をされる場合必要となります。
- 再発行はいたしませんので直射日光に当てないよう大切に保管してください。
- 保険証は、毎月はじめの来院日に医事窓口へお見せください。
- 療養の種類によっては、後日追加料金をお願ひすることがありますので、ご了承下さい。
- ご不明な点は、ご遠慮なく当院医事窓口へおたずね下さい。

病院局告示

◎新潟県病院局告示第10号

新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号）第44条の2の規定により、公金の収納事務を次のとおり委託する。

平成18年10月31日

新潟県病院事業管理者 牧野 正博

1 委託する事務

新潟県立新発田病院・新潟県立リウマチセンターにおける外来駐車場の利用料金収納事務

2 受託者の住所及び名称

新潟市紫竹山2丁目5番40号

株式会社NKSコーポレーション新潟支店

東京都新宿区西新宿6丁目14番1号

東京ビジネスサービス株式会社

3 委託期間

平成18年11月1日から平成19年3月31日まで

新潟県病院局告示第11号

新潟県の設置する病院の診療科目の指定(昭和46年7月新潟県病院局告示第6号)の一部を次のように改正し、平成18年11月1日から実施する。

平成18年10月31日

新潟県病院事業管理者 牧野 正博

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正後表」という。)に改める。

改正後		改正前	
病院名	診療科目	病院名	診療科目
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
新潟県立新発田病院	内科、循環器科、外科、小児科、整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、精神科、神経内科、麻酔科、歯科口腔外科	新潟県立新発田病院	内科、循環器科、外科、小児科、整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、精神科、神経内科、麻酔科
新潟県立リウマチセンター	リウマチ科、リハビリテーション科	新潟県立坂町病院	内科、神経内科、外科、小児科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、歯科
新潟県立坂町病院	内科、神経内科、外科、小児科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、歯科	新潟県立瀬波病院	内科、神経内科、リウマチ科、整形外科、リハビリテーション科

教育長訓令

◎新潟県教育長訓令第7号

本 庁
県 立 学 校

新潟県立学校における事務決裁及び文書等に関する規程（昭和46年12月新潟県教育長訓令第12号）の一部を次のように改正し、平成18年11月1日から実施する。

平成18年10月31日

新潟県教育委員会

教育長 武藤 克己

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
別表第2（第36条、第36条の2関係）			別表第2（第36条、第36条の2関係）		
番 号	学 校 の 名 称	記 号	番 号	学 校 の 名 称	記 号
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
中等4	新潟県立津南中等教育学校	津中等	中等4	新潟県立津南中等教育学校	津中等
中等5	新潟県立直江津中等教育学校	直中等	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

教育委員会公告

平成19年度県立特別支援学校幼稚部及び高等部の
幼児・生徒の入学者選考について（公告）

平成19年4月県立特別支援学校の幼稚部及び高等部に
入学させる幼児・生徒の選考を次により行う。

平成18年10月31日

新潟県教育委員会

教育長 武藤 克己

- 1 募集幼児・生徒数 10月31日付県報で公告
- 2 出願資格

幼稚部及び高等部に入学を出願することができる者は、障害の程度が学校教育法施行令第22条の3の表に規定する程度で、次に掲げる者とする。

- (1) 盲学校、聾学校幼稚部
 - ア 平成13年4月2日から平成16年4月1日までの間に生まれた者
- (2) 盲学校、聾学校及び肢体不自由・病弱養護学校高等部全日制の課程
 - ア 平成19年3月に特別支援学校の中学部及び中学校を卒業する見込みの者又は卒業した者
 - イ 訪問教育学級を希望する者は、平成19年3月に特別支援学校の中学部訪問教育学級を卒業する見込みの者
 - ウ 学校教育法施行規則第63条の各号の一に該当する者
 - エ 上記以外で、受検を希望し県教育委員会と協議して認められた者
- (3) 知的障害養護学校高等部（高等養護学校本校及び手まりの里分校を含む。以下同じ。）全日制の課程

- ア 普通学級を希望する者
 - ア) 平成19年3月に知的障害養護学校中学部及び中学校の特別支援学級（知的障害・情緒障害）を卒業する見込みの者又は卒業した者
 - イ) 上記以外で、受検を希望し県教育委員会と協議して認められた者
 - ただし、定員に余裕がある場合に限る
 - イ 重複障害学級を希望する者
 - ア) 平成19年3月に知的障害養護学校中学部の重複障害学級を卒業する見込みの者又は卒業した者
 - イ) 上記以外で、受検を希望し県教育委員会と協議して認められた者
 - ただし、定員に余裕がある場合に限る
 - ウ 訪問教育学級を希望する者
 - ア) 平成19年3月に知的障害養護学校中学部の訪問教育学級を卒業する見込みの者
 - イ) 上記以外で、受検を希望し県教育委員会と協議して認められた者
 - ただし、定員に余裕がある場合に限る
- (4) 高等部専攻科（新潟盲学校、長岡聾学校）
 - ア 平成19年3月に盲学校、聾学校の高等部及び高等学校を卒業する見込みの者又は卒業した者
 - イ 学校教育法施行規則第69条の各号の一に該当する者
 - ウ 上記以外で、受検を希望し県教育委員会と協議して認められた者
- 3 出願

出願は、1人につき1校1学科（新潟県公立特別支援学校高等部及び新潟県公立高等学校を含む。）

4 出願手続、面接及び合格者の発表

(1) 入学願書の受付期間

平成19年1月22日(月)から2月2日(金)まで(土・日曜日を除く。)、受付時間は午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

(2) 提出書類

入学願書、調査書、健康診断書(所定の用紙による)及びその他出願先の学校で必要とするもの。

(3) 出願状況の公表

入学願書締切り後、各学校で発表する。

(4) 志願変更

平成19年2月5日(月)から2月14日(水)まで(土・日曜日、祝日を除く。)、志願変更先の学校で受付を行う。

(5) 面接の期日

平成19年2月20日(火)

(6) 合格者の発表

平成19年2月26日(月)までに行う。

(7) 入学願書の受付、面接及び合格者の発表は、出願先の学校で行う。

5 欠員補充による2次募集

選考終了後、幼稚部各学級及び高等部普通学級の定員に欠員が生じた場合に実施する。なお、2次募集の実施については、平成19年3月2日(金)に県教育委員会が発表する。

(1) 出願資格、出願及び出願手続

第1次選考における出願資格、出願及び出願手続と同様とする。

(2) 出願期間

平成19年3月5日(月)から3月14日(水)まで(土・日曜日を除く。)、受付時間は午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

(3) 面接の期日

平成19年3月15日(木)

(4) 結果の発表

平成19年3月22日(水)までに各学校において行う。

6 その他

(1) 校長は、選考終了後保護者の転勤等正当な事由で入学を希望する者があった場合、当該者が幼稚部教育又は高等部教育を受けることができると判断され、かつ、学校の定員に余裕があるときに限り、入学を許可することができる。

(2) 知的障害養護学校高等部の普通学級において、学区内に高等部が複数ある場合は、通学距離を考慮して入学者を選考する。

(3) 出願先及び面接の会場は、出願する学校(本校又は分校)とする。

平成19年度4月、県立特別支援学校の幼稚部の3歳児、4歳児、5歳児及び高等部の第1学年に入学させる幼児、生徒を次により募集する。

平成18年10月31日

新潟県教育委員会

委員長 敦井 榮一

平成19年度県立特別支援学校幼稚部・高等部の幼児、生徒募集について(公告)

1 幼稚部募集

県立学校の名称	位置	募集学級			募集定員
		3歳児	4歳児	5歳児	
新潟県立新潟盲学校	新潟市	3歳児	4歳児	5歳児	若干人
新潟県立新潟聾学校	新潟市	3歳児	4歳児	5歳児	若干人
新潟県立長岡聾学校	長岡市	3歳児	4歳児	5歳児	若干人

2 高等部募集

県立学校の名称		位置	課程等	学科	募集学級	募集定員
本校名	分校名					
新潟県立新潟盲学校		新潟市	全日制的課程 専攻科	普通	1学級	8人
				保健理療	1学級	8人
				理療	1学級	8人
新潟県立新潟聾学校		新潟市	全日制的課程	普通	1学級	8人
新潟県立長岡聾学校		長岡市	全日制的課程 専攻科	産業技術	1学級	8人
				産業	2学級	16人
新潟県立高等養護学校		新潟市	全日制的課程	普通	普通5学級	50人
					重複	若干人
	手まりの里分校	新潟市	全日制的課程	普通	普通3学級	30人
					重複	若干人
新潟県立村上養護学校		村上市	全日制的課程	普通	普通2学級	20人
					重複	若干人
	いじみの分校	新発田市	全日制的課程	普通	訪問	若干人
					重複	若干人
新潟県立月ヶ岡養護学校		三条市	全日制的課程	普通	普通3学級	30人
					重複	若干人
	ふなおか分校	五泉市	全日制的課程	普通	訪問	若干人
					重複	若干人
新潟県立小出養護学校		魚沼市	全日制的課程	普通	普通2学級	20人
					重複	若干人
					訪問	若干人
新潟県立はまなす養護学校		柏崎市	全日制的課程	普通	普通1学級	10人
					重複	若干人
					訪問	若干人
新潟県立高田養護学校		上越市	全日制的課程	普通	普通4学級	40人
					重複	若干人
					訪問	若干人
新潟県立佐渡養護学校		佐渡市	全日制的課程	普通	普通1学級	10人
					重複	若干人
					訪問	若干人
新潟県立新潟養護学校		新潟市	全日制的課程	普通	2学級	16人
					訪問	若干人
新潟県立上越養護学校		上越市	全日制的課程	普通	1学級	8人
					訪問	若干人
新潟県立吉田養護学校		燕市	全日制的課程	普通	1学級	8人
					訪問	若干人
新潟県立柏崎養護学校		柏崎市	全日制的課程	普通	1学級	8人
					訪問	若干人

平成19年度新潟県立特別支援学校の寄宿舎指導員
及び実習助手採用選考検査の実施について(公告)

平成19年度新潟県立特別支援学校の寄宿舎指導員及び
実習助手採用選考検査を次のとおり実施する。

平成18年10月31日

新潟県教育委員会

教育長 武藤 克己

平成19年度新潟県立特別支援学校の寄宿舎指導員
及び実習助手採用選考検査実施要項

1 検査の目的

新潟県立特別支援学校の寄宿舎指導員及び実習助手
の採用に当たって、選考の資料を得ることを目的とす
る。

2 職務内容及び勤務場所

(1) 職務内容

ア 寄宿舎指導員

寄宿舎に入舎している児童生徒の日常生活上の
世話及び生活指導に従事する。

イ 実習助手

作業学習等について、教諭の職務を助ける。

(2) 勤務場所

県立特別支援学校

3 採用予定数 寄宿舎指導員及び実習助手共に若干人

4 出願の資格

- (1) 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者
- (2) 昭和42年4月2日以降に生まれた者
- (3) 高等学校卒業以上の者又は平成19年3月31日まで
に高等学校卒業見込みの者
- (4) 男女を問わず、人物優秀で健康である者
寄宿舎指導員又は実習助手の職務内容を十分考
慮して出願すること。

5 選考の方法

第一次選考は、出願書類及び筆答検査(論文)を行
い、この結果一定の基準に達した者については、別途
通知する日に第二次選考として個人面接を行う。

6 選考検査の日時・場所及び出願の方法等

【第一次選考検査】

- (1) 日時 平成18年12月22日(金)午前10時から正午ま
で
- (2) 場所 県立教育センター(詳細は出願後受検通
知書を送付する際に明示する。)
- (3) 内容 筆答検査(論文)

[出願の方法]

(1) 用紙の交付

出願の所定用紙は、平成18年11月6日(月)から新潟
県教育庁義務教育課管理第2係において交付する。
(ただし、土曜日、日曜日、その他の新潟県の休日
を定める条例第1条に定める休日を除く。)

郵送で請求する場合は、返信用封筒(角形2号に

140円切手をはり、請求者の郵便番号、あて先を明
記)を必ず同封すること。なお、封筒の表に「寄宿
舎指導員受検願書請求」又は「実習助手受検願書請
求」と朱書すること。

請求先 郵便番号 950-8570 新潟市新光町

4番地1

新潟県教育庁義務教育課管理第2係

(2) 出願書類の提出期限及び提出先

ア 提出期限

平成18年11月7日(火)から平成18年11月20日(月)ま
での間に提出すること。(郵送の場合は11月20日
の消印まで有効)

イ 身体に障害があり、受検場において特に配慮を
必要とする場合、受検願書の指定欄にその旨を記
入すること。

ウ 提出先

新潟県教育庁義務教育課長あて

郵便番号 950-8570 新潟市新光町4番地1

郵送の場合は、封筒の表に「寄宿舎指導員受検
願書在中」又は「実習助手受検願書在中」と朱書
すること。

(注) 県庁専用郵便番号「950-8570」を記載した
場合は、所在地の記載を省略することができる。

[出願に必要な書類]

- (1) 受験願書(所定の用紙)
- (2) 自己申告カード(所定の用紙)
- (3) 最終学校の卒業・修了証明書又は在学する学校の
卒業・修了見込み証明書
- (4) 最終卒業・修了学校又は在学する学校の学業成績
証明書
※証明者において厳封したものであること。
- (5) 通知用封筒2通(長形3号に80円切手をはり、郵
便番号、あて先を明記すること。速達を希望する場
合は速達代の切手をはり、速達であることを朱書す
ること。)

【第二次選考検査】

- (1) 日時 平成19年2月2日(金)
- (2) 場所 新潟県庁
- (3) 内容 個人面接

※ 詳細については、第一次選考検査の結果通知書
を送付する際に明示する。

7 検査結果の通知

- ・ 第一次選考検査の結果は、平成19年1月下旬まで
に通知する。
- ・ 第二次選考検査の結果は、平成19年3月上旬まで
に通知する。

8 その他

- (1) 受検願書を提出した者に対しては、受検通知書(検
査日時、場所、日程、持参品等併記)を送付する。
- (2) 提出した書類は返さない。

- (3) 検査に関する照会は下記あてに行うこと。
 新潟県教育庁義務教育課管理第2係
 電話025-285-5511代 (内線3858)

公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第15号

警備業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年10月31日

新潟県公安委員会

委員長 大 嶽 里恵子

警備業法施行細則の一部を改正する規則

警備業法施行細則（昭和47年新潟県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第2条 (略)</p> <p><u>(検定合格警備員の配置を要する交通誘導警備業務)</u></p> <p>第2条の2 <u>規則第2条の表の5の項に規定する公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認めるものは、別表に掲げる道路（新潟県内の区間に限る。）において行う交通誘導警備業務とする。</u></p> <p>別表 (第2条の2関係)</p> <p>(1) 一般国道7号 (2) 一般国道8号 (3) 一般国道17号 (4) 一般国道18号 (5) 一般国道49号 (6) 一般国道113号 (7) 一般国道116号 (8) 一般国道117号</p>	<p>第2条 (略)</p>

附 則

この規則は、平成19年6月1日から施行する。

